

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を
改正する法律」の制定経緯について

○H21. 9 月～ 総務省政務三役が、随時、進め方を協議

●総務大臣・地方 6 団体会合 原口大臣発言 (H21. 10. 23)

●(衆)(参)予算委員会 原口大臣答弁 (H21. 11. 5, 6)

⇒以下の方針を表明

「現行法の支援措置を拡充して数年延長」

「平成 17 年国勢調査を反映した地域指定の追加」

「ソフト対策の充実」

「過疎債をソフト事業に活用・基金化」など

○H21. 11 月 与党内で全会一致の議員立法を目指す方針を確認

●民主党、自民党を中心に政党間協議開始

○H21. 12. 21 民主党総務委員会質問研究会

○H21. 12. 24 過疎法各会派実務責任者協議会 (第 1 回)

○H22. 1. 14 過疎法各会派実務責任者協議会 (第 2 回)

○H22. 1. 18 過疎法各会派実務責任者協議会 (第 3 回)

●過疎法改正案について与野党合意

●各党各会派は、法案について党内手続き開始

○H22. 1. 20 (民主党)総務省政策会議、総務委員会質問研究会で法案了承

○H22. 1. 22 各会派で法案了承

○H22. 3. 2 法案国会提出 (提出者：近藤昭一 衆議院総務委員長)

衆議院本会議：法案を全会一致で可決

○H22. 3. 9 参議院総務委員会：法案を全会一致で可決

○H22. 3. 10 参議院本会議：法案を全会一致で可決・成立

○H22. 3. 17 公布

○H22. 4. 1 施行